

# 議 事 録

第 18 期名護市農業委員会  
第 7 回 総 会

令和 6 年 3 月 26 日 (火)

名護市農業委員会 第7回総会

開催日時 令和6年3月26日(金) 午前10時00分～10時45分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員(農業委員)

1番	野原 朝行	○	2番	比嘉 清隆	○	3番	川上 達也	欠
4番	岸本 信子	○	5番	山城 秀樹	◎	6番	仲村 正司	○
7番	前川 太輝	○	8番	伊波 實	◎	9番	宮城 政喜	○
10番	宮城 二郎	○	11番	比嘉 政昭	○	12番	川野 圭輔	○

(農地利用最適化推進委員)

13番	比嘉 勲	○	14番	清水 一郎	○	15番	比嘉 海斗	○
16番	呉屋 信竹	○	17番	平 智昭	○	18番	林 昌平	○
19番	宮城 直人	○	20番	上間 光成	○	21番	古我知 直人	○
22番	玉城 司	○	23番	上地 一宏	欠	24番	野原 三喜郎	○
25番	藤原 邦彦	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

- 議案 第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
 第35号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について  
 第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
 第37号 農用地利用集積計画の意見決定について  
 第38号 非農地証明願について  
 第39号 事務局職員の任免について  
 報告 農地法第4条許可の取下げ願いについて

(開会)

議長 令和6年度18期第7回農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は川上委員が欠席のため、農業委員の出席は12名中11名です。

本日の議事録署名人は5番山城秀樹委員と8番伊波實委員にお願いいたします。

では、これより「第7回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について)

議長 議案第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局長 議案第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、案件は9件。詳細につきましては、担当より説明を行います。

事務局 整理番号1番 源河の1筆、登記地目は畑、面積695㎡。新規就農による3条有償移転。従事者1名、従事日数160日です。予定作物はシークワサーとなっております。

整理番号2番 真喜屋の1筆、登記地目は畑、面積667㎡。新規就農のための3条有償移転。従事者2名、従事日数は本人200日、夫50日。予定作物はコーヒーとなっております。

整理番号3番 振慶名の2筆、登記地目はどちらも田、合計面積1655㎡。新規就農による有償移転。従事者1名、従事日数200日。予定作物は島ニンニク・島バナナ・シークワサーとなっております。

整理番号4番 我部祖河の1筆、登記地目は畑、面積は合計で1125㎡。新規就農による有償移転。従事者1名、従事日数200日。予定作物はバナナとなっております。

整理番号5番 我部祖河の3筆、登記地目は畑、合計面積は2,105㎡。新規就農のための3条有償移転。従事者1名、従事日数は160日。予定作物はパイナップルとなっております。

整理番号6番 呉我の2筆、登記地目は畑、面積合計で1,993㎡。新規就農のための3条有償移転。従事者1名、従事日数は本人260日。予定作物は

ミカンとなっております。

整理番号7番 大浦と大川の各1筆の合計2筆、登記地目は畑で、合計面積2186㎡。新規就農のための3条無償移転。従事者1名、従事日数は本人200日。予定作物はウコン・シークワサーとなっております。

整理番号8番 運天原の1筆。登記地目は畑で、面積が54㎡。こちらは以前買受適格証明で上がっていた案件になり、当該申請者が落札したため3条申請が出てきております。規模拡大のための3条有償者移転。従事者は1名、従業日数は300日。予定作物はサトウキビとなっております。

整理番号9番 運天原の2筆。登記地目は畑で、面積合計で1014㎡。新規就農による有償移転。従事者は1名。従事日数は本人150日。予定作物は季節野菜となっております。なお、こちらは後ほど5条申請で進入路への転用申請が上がっている案件になりますが、当該進入路がこの畑に入っていくための進入路になります。

今月の農地法第3条の規定による許可申請については以上となります。

議長 農地法第3条第1項の規定による許可申請について質疑はございませんか。質疑が無いようなので申請どおり全て可決としてよろしいですか。

委員 異議なし。

**(議案第35号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について)**

議長 続きまして、議案第35号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 議案第35号農地転用事業計画変更の願い出が出ておりますが、こちらは5条の方で同時申請が出されておりますので、詳細の方は5条の方と一緒に説明させていただきます。

(議案第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長                    それでは議案第 36 号農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請についての説明をお願いいたします。

事務局長              議案第 36 号農地法第 5 条申請になります。案件は 7 件ございます。詳細につきましては担当の方より行います。

事務局                 議案第 36 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての説明を行います。

整理番号 1 番 仲尾次の 1 筆、地目畑、面積が 8.79 m<sup>2</sup>、転用目的が一般住宅としての所有権移転の申請となっております。こちらの申請ですが、申請地以外に農地以外の土地を 3 筆まとめて住宅を建築するという予定となっております。農地区分は集落内にあるため第 3 種農地となっております。

整理番号 2 番、我部祖河の 1 筆、地目畑、面積が 350 m<sup>2</sup>、転用目的が一般住宅としての所有権移転の申請となっております。こちら議案第 35 号の事業計画変更の同時申請となっております。元々、新城さんの方で、一般住宅建築予定でしたが、住宅を建築しないとの事だったので、新しく大城さんが一般住宅の建築で作るということで、事業承継を絡む事業計画変更の申請になっております。なお、農地区分につきましては、第一種農地となっておりますが、集落の外れにある農地になりますので、集落接続の十戸連たんの規定が出来る申請になっております。

整理番号 3 番、山入端、一筆、地目畑、地目は 225 m<sup>2</sup>、転用目的は一般住宅の所有権移転となっております。こちら農地区分につきましては、第二種農地。

整理番号 4 番、豊原一筆、地目畑、面積 1722 m<sup>2</sup>、使用貸借権で転用目的が、区会館・駐車場・広場・車庫となっております。こちらの区の公民館の一部が越境している部分と駐車場・広場含めて、新しく車庫を作る予定という形だったので、今回新しく申請を出しています。ただ、今こちらについては県と調整をしまして、公民館なので農地転用許可不要の取り扱いができるかもしれないというところで、今、県の方と調整中という形になります。今後取下げになる可能性があるんですが、今回議案にあげさせていま

す。農地区分につきましては、集落内の農地になりますので、第三種農地になっております。

整理番号 5 番、済井出一筆、地目畑、面積 496 m<sup>2</sup>、転用目的が宿泊施設の所有権移転となっております。

そのまま整理番号 6 番に移っていきます。済井出一筆、地目畑、面積 344 m<sup>2</sup>、転用目的は宿泊施設の所有権移転となっております。整理番号 5 番と 6 番はまとめて一体の宿泊施設となっております。農地区分につきましては、第三種農地、集落内での申請となります。

続きまして、整理番号 7 番、運天原の一筆、地目畑、面積 204 m<sup>2</sup>、転用目的が倉庫及び休憩所の所有権移転となっております。こちら先ほど 3 条の方であがっていた土地の進入路にあたる部分になるんですけども、手前の方農地用の倉庫及び休憩所として利用しながら奥の方を農地として利用するというので、今回農業用の倉庫と休憩所が転用の申請を出していただいています。今月現地確認に行った所、すでに砂利が準備されている形だったのでその都度の方をつけて頂いております。農地区分につきましては、第 2 種農地 3ha となっております。今月の 5 条は以上となります。

議長 議案第 36 号農地法第 5 条第 1 項について異議、質疑はございませんか。

委員 整理番号 2 番の我部祖河の件なんですけども、先月、先々月隣接する 10 件の買収農地でやっていくと、どんどん増えてくる気がするんですが。先月の事に関しては、どこまで削るくらいまで増えていったらこの案件も許可していくべきなんでしょうか。どうなんですか。

事務局 現状の件の取り扱いにつきましては、農振農用地は問題点なんですけど、第一種農地に関しましては、集落に接続していると認められれば住宅もしくは地域の振興にする目的であれば、例外として認めるという県の取り扱いになっておりますので、取り扱い上は例外規制が使えるということになります。

委員 整理番号 4 番、豊原を現地調査と三役会議にも参加させていただいたんですけども名護市による以前にも同様な件があったんですけど、その件と同じ案件なんですけど、局長とも話したのですが、あらいだしをお願いします。

事務局 今回の件に関してはもしかしたら転用許可不要という事になる可能性があ

りますが、実際に地目変更がされず名護市で農地を使用している状態になっている案件が多数あるのでその辺のあらいだしはします。

局長           今の件について、我々もきちんと把握していなかったという事と当初この公民館を作るときに大変申し訳ないのですが、何かの手違い、先走った判断でこういった事になっているという事もあります。だから僕らは関係ないでしょという事ではなくて、いま委員が言った通り、公共の施設に関しては改めて新体制になって、もう一回洗い出しをさせていただきたいと思います。で、今委員さんがおっしゃったことは初めてお聞きはするんですけどそういったものを改めて調査した上で出来る限りまとめて総会の案件を対応させていただきます。宜しくお願いします。

委員           今の件についてなんですけども公民館を駐車場にしているという事。こういった所を減らしていきたいという事で、調査に行く時に印付けておく方がいいんじゃないかなと感じはします。また、そのような同じ案件が出て来た時に気づくと思います。

事務局          議案第 34 号 4 番については県の方確認中ではあるんですが、一旦可決の方をいただいてもし、県の方が必要ないということであればそのまま取下げにするという風な対応をさせていただきたいと思います。

議長           他に異議、質疑はございませんか。

委員           申請③について、申請地の農地区分について説明をお願いします。

事務局          お答えさせていただきます。今回の申請地の隣接している農地の合計、一団農地は 9.8ha でした。その為事務局では 2 種農地と判断し今回の議案にあげさせております。

                  今回の農地区分はあくまでも事務局の判断の為、総会后県の判断で 1 種農地となった場合は農地転用が不可となる場合もございます。

委員           ありがとうございます。

議長           他に質疑はございますか。

                  質疑が無いようなので議案第 36 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について全て可としてよろしいですか。

委員 はい。

(第 37 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

議長 第 37 号農用地利用集積計画の意見決定について

局長 表議案第 37 号農地利用集積、お手持ち資料の 8 ページになります。議案第 37 号利用権 R.6.3.18 付けで名護市長から名護農業委員会の方に、今回の利用権申請者は譲渡人 10 名、譲受人が 9 名となっております。詳細につきましては、担当より行います。お願いします。

農地係 整理番号 1 番、稲嶺の畑、10 年間の使用貸借、面積は 2159 m<sup>2</sup>こちら新規、予定作物は野菜となっております。

整理番号 2 番から 4 番、名護の 3 筆、5 年間の賃借権、面積合計で 6663 m<sup>2</sup> 予定作物は野菜・観葉植物となっております。

整理番号 5 番 饒平名の畑 6 ヶ月の使用貸借、予定作物はパイナップル。こちら再設定、お一人で面積 6417 m<sup>2</sup>となっております。

整理番号 6 番 許田の畑一筆。1 年間の使用貸借、予定作物はタンカン。こちら新規、お一人で面積 2592 m<sup>2</sup>となっております。こちら所有権移転を予定しております。

整理番号 7 番 饒平名の一筆、5 年間の賃借権 予定作物はパイナップル、再設定 お一人で 面積は 2592 m<sup>2</sup>となっております。

整理番号 8 番 仲尾の一筆、3 年間の賃借権 予定作物はマンゴー、こちら再設定お一人で面積は 3368 m<sup>2</sup>となっております。

整理番号 9 番から 11 番 仲尾次の畑 3 筆、お一人 5 年間の賃借権、面積 4139 m<sup>2</sup> 予定作物はタンカン・パパイヤ・バナナとなっております。

整理番号 12 番 嘉陽の一筆、お一人 5 年間の賃借権、面積 1140 m<sup>2</sup> 予定作物は野菜となっております。



整理番号 13 番 嘉陽の一筆、お一人 5年間の賃借権、再設定 面積 1670 m<sup>2</sup> 予定作物は米となっております。

整理番号 14 番 我部祖河の田一筆、お一人 所有権転 面積 1818 m<sup>2</sup> 予定作物はミカンとなっております。

議長 質疑はありませんか。

委員 5番6番なんですけども6か月とか1年とかっていうこちらは売買予定とかですか。

事務局 6番はそのまま所有権移転される予定で、5番については売りに出したいという事でパイナップルのない今の状態である分だけ収穫という事で6か月となっております。

議長 質疑が無いようなので議案第37号利用集積計画すべて可としてよろしいですか。

委員 はい。

#### (議案第38号 非農地証明願について)

議長 議案第38号非農地証明願について。

局長 お手持ち資料の10ページになります。議案第38号非農地証明願が出されていますが、案件は3件ございますが、1件ずつ説明させていただきます。宜しく申し上げます。

事務局 議案第38号 非農地証明願について1番から説明させていただきます。  
整理番号1番、古我知の一筆地目畑で面積が825 m<sup>2</sup> 非農地の事由ですが当該申請地は、約20年にわたり耕作されていない土地で、現況も雑木等が繁茂しており農地としての利用は困難である。調査員の意見を願います。

調査員 先週の現地調査にて確認しましたが、これは名桜大学の後ろの方で森林になって農地としては困難という事になりました。皆さんどうですか。

議長 皆さん、質疑はないですか。

委員 質疑無し。

議長 質疑が無いようなので可といたします。

事務局 続いて2番、安和の一筆 地目畑で面積が272㎡ 非農地の事由ですが、当該申請地は、父が高齢になり農業が出来なくなり、50年以上前から耕作されていないため山林化しており、農地としての利用が困難である。調査員の方をお願いします。

調査員 山の急斜面の中にあつて面積としてはあまり小さくて非農地証明相当と判断しました。皆さんどうですか。

議長 質疑はございませんか。質疑がありませんので可としてよろしいですか。

委員 はい。

事務局 続いて、3番の説明をしていきます。運天原の一筆 地目畑で面積が120㎡となっております。非農地の事由は当該申請地は、山林化した傾斜地で20年以上前から耕作されていない。雨が降ると沢の水が流れる場所で農地としての利用は困難である。現地調査員お願いいたします。

調査員 いつも同じなんですけど、面積も小さく相続したみたいで、高台で急斜面原野化していました。農地としての利用は困難だと思います。皆さんどうですか。

議長 質疑はございませんか。質疑が無いようなので、可としてよろしいですか。

委員 はい。

(議案第39号 事務局職員の任免について)

議長 続いて、議案第39号事務局職員の任免について

局長 お手持ち資料の11ページになります。議案第39号事務局職員の任免につ

いての議案は私の方から説明をさせていただきます。先週金曜日3月22日です  
ね、職員の人事異動が出されています。その2日前3月20日に人事課の課  
長の方から野原会長と私に事前に通知2名の人事異動の内々示がありまし  
た。事務局主査の阿波根、主事の古川が異動となり、事務局主査として玉城  
健雄、主事に日高毅一が赴任予定となっております。

議長            それでは、可としてよろしいでしょうか。

委員            はい。

議長            可といたします。

(報告 農地法第4条許可の取下げ願いについて)

議長            事務局より報告の方をお願いします。

局長            お手持ち資料の12ページになります。報告案件となります。4条の取下げ  
です。担当より説明を行います。宜しくお願いします。

事務局          報告になります。番号1番・2番まとめて説明させていただきます。1月の  
総会で4条申請が可決された池宮さん共同住宅および共同住宅の通路の申請  
になりますが、事業計画地域縮小の為、一旦取り下げるということで取り下  
げて頂いております。報告は以上です。

(閉会)

議長            以上で本日の議案・報告はすべて終了しました。これをもちまして、第7  
回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名する。

名護市農業委員会

議長(会長) 野原朝行 印

署名委員(山城秀樹) 山城 秀樹 印

署名委員(伊波寛) 伊波 寛 印